

山梨県教育委員会教育長 殿

令和7年度県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金受給申請書

次の要件を全て満たすので、関係書類を添えて申請します。

- 山梨県内に在住していること。
- 次の①～③のいずれかに該当していること。（令和5年分の所得に対する課税状況（令和6年度の課税状況）で判断します。）
 - ①生活保護受給世帯
 - ②保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税の世帯
 - ③保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額（市町村民税相当分）」（概ね市町村民税所得割額額に相当）の合計が51,300円未満の世帯
- **令和7年3月13日**（当初の入学許可予定者説明会（合格発表）の開催予定日）以後、高等学校等の授業で使用する端末を購入したこと。
- 過去に当該給付金を受給していないこと、又は、過去に受給した場合は受給後3年以上経過していること。
- その他、この申請書の記載内容は、事実と相違ないこと。

【申請者について】

申請者住所 (保護者等住所)	〒 山梨県	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等氏名)	印
高校生等との関係 (いずれかに○)	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・生徒本人・その他()		
電話番号	() —		

【申請金額について】

端末購入金額(A)	円	※「端末購入金額(A)」の欄は県教育委員会が紹介するECサイトにおける購入金額(令和7年度59,950円)を上限とします。	
他の制度による支援措置金額(B)	円	※「他の制度による支援措置金額(B)」は、生活保護制度・生業扶助、特別支援教育就学奨励費補助金・ICT機器購入費、児童入所施設措置費等国庫負担金・特別育成費など、端末購入に対し直接支援を受けられる制度について記載してください。	
支援制度名	※市町村から本制度と同趣旨の支援を受ける場合は、県と市町村の支援の合計が本来の給付額となるよう、県支援額を調整します。		
区分	生活保護受給世帯・県民税及び市町村民税所得割非課税世帯	「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯	
給付割合	10/10	1/2 (1台目)	2/3 (2台目)
2/3の場合のみ記載	令和 年度入学	高校・氏名	
申請金額(C) [(A)-(B)]×給付割合	円	←いずれかに○を付けてください。 ←世帯購入2台目以降の場合、1台目の生徒について記載してください。 [(A)-(B)]の額に次の割合を乗じた額を記載してください。 1) 生活保護受給、県・市町村民税等所得割非課税世帯→10/10 2) 「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯で、 2)-1 世帯で購入する県立学校用端末が1台目→1/2 2)-2 世帯で購入する県立学校用端末が2台目以降→2/3	

【対象となる高等学校等に通う高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日
高校生等氏名			
現在 県立 学校 等 に 在 学 す る	学校の名称	山梨県立甲府昭和高等学校	
		学校の種類・課程・学科：高等学校・全日制・普通科	
	入学・転入学年月日	令和7年4月9日	

I 受給資格の認定について

次の1、2のいずれか該当する□にレ印を付けてください。

- 1 **高等学校等就学支援金は自己情報取得(API連携)、または課税証明書により申請**をしており、取得した課税情報または提出した課税証明書を県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の受給資格の認定において、確認することを希望します(課税証明書等の提出は不要)。
- 2 **1に該当せず**、県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の受給資格の認定を受けるため、保護者等の状況についての書類を提出します(課税証明書等の提出が必要)。

II 受給資格の認定書類について(「I 受給資格の認定について」で2を選択した方のみ)

次の1、2のいずれかの書類を提出してください(該当する□にレ印を付け、書類を第2号様式 添付書類その2に貼付)。

- 1 **生活保護受給世帯の方**
○福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し
- 2 **保護者全員の①県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、又は、②「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額(市町村民税相当分)」(概ね市町村民税所得割額に相当)の合計が51,300円未満の世帯の方**
○(1)～(2)のうち該当する□にレ印を付けてください。

(1) 課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・支給年度の4月1日現在、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ※生徒との関係性を確認するため、参考資料として住民票謄本を提出してください。
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ※参考資料として住民票謄本を提出してください。 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒本人が成人に達している場合 等

(2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、生徒本人は未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄((2) にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

上記保護者等の前年の1月1日現在の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、支給対象とはなりません。)

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
----------	----------	----------	----------